

大学等における修学の支援に関する法律案に対する修正案要綱

一 大学等の確認に係る規定の削除

大学等の確認に係る規定を削除すること。

(第七条関係)

二 消費税増税分による財源の確保に係る規定の削除

学資支給及び授業料等減免に係る財源については消費税増税分を活用して確保する旨の規定を削除する

こと。

(附則第四条関係)

三 その他

その他所要の規定を整理すること。